

じんけん の風

2019
Autumn

秋号

vol.38

宮崎県人権啓発
センターだより



「人権」とは、人間らしく幸せに生きるための権利。だれにとっても身近で大切なものです。思いやりの心をもって、みんなで「じんけんの風」を吹かせましょう。

寄り添う心に
笑顔の花ひらく

JINKEN NO KAZE

[特集]

多くの方々に考えていただきたい
犯罪被害者等の人権



> じんけんinterview

- (公社)みやざき被害者支援センター
児島 孝思さん 1
- > 犯罪被害者の心に寄り添い、途切れることのない被害者支援のために ... 3
- > ひとりで悩んでいませんか? 「女性に対する暴力をなくす運動」... 4
- > 11月は「児童虐待防止推進月間」です 5
- > “こころ”のふれあうフェスタ2019作品展 6
- > 世界エイズデー /ハンセン病語り部派遣事業 7
- > 北朝鮮人権侵害問題啓発週間 8

- > 宮崎県人権啓発推進協議会の事業のご紹介 9
- > えせ同和行為を排除しましょう! 10
- > 障がい者を虐待から守りましょう! 11
- > 障がい者差別を理解する研修会/ハルブマークを見かけたら... 12
- > ひとりで悩まないで! 誰かに話してみませんか? 13
- > 私たちの人権講座/県民人権講座 14

多くの方々に考えていただきたい

「犯罪被害者等の人権」



私たちは、誰でも幸せに生きる権利、いわゆる「人権」を持っており、それは憲法でも保障されています。しかし、ある日突然、犯罪によって「人権」を奪われてしまうことがあります。これは決して他人事ではなく、明日、あなたやあなたの家族が犯罪に巻き込まれてしまうかもしれません。

犯罪被害者等とは

被害者本人だけでなく、その家族や遺族を含めて、法律などでは「犯罪被害者等」という言葉が用いられています。

犯罪被害者等の権利

1

被害回復の権利

犯罪によって、命を奪われる、けがをする、物を盗まれるなどの生命、身体、財産上の直接的な被害を受けるとともに、精神的損害や高額医療費、弁護士費用などの経済的な負担を強いられることもあります。

このような被害からの回復や経済的な支援を受けることは、権利として保障されなければなりません。

2

二次的被害を受けない権利

過度な報道や取材で平穏な生活が保てなくなったり、周囲の噂や中傷、インターネット上の悪意の書き込みなどにより、被害者等は大きな精神的負担を強いられることがあります。このような被害を受けることのないよう、権利として保障されなければなりません。

3

知る権利

被害者等は、どうして被害に遭ったのかなど、犯罪事実に関するあらゆる情報を得たいと望んでいます。真実を知ることが権利として保障されなければなりません。

今、私たち一人ひとりが犯罪被害者等に対する理解を深め、人権に配慮していくことが求められています。犯罪被害者等の権利を守ることは、私たち国民一人ひとりの幸福に生きる権利を守ることなのです。

じんけん Interview

被害者一人ひとりに寄り添いニーズに合わせた支援を

公益社団法人 みやざき被害者支援センター
専務理事 児島 孝思さん

事故や犯罪等の被害者とその家族・遺族を支援する「みやざき被害者支援センター」は、2019年4月で開設15年を迎えました。時代に必要とされる被害者支援について、同センター専務理事の児島孝思さんに伺いました。

■ みやざき被害者支援センターでは、どんな支援活動をされていますか。

まずは被害者やそのご家族・ご遺族等に対する支援の一つに、電話相談や面接相談があります。専門的な

研修を受けた相談員がお話を伺い、相談者のニーズに応じて臨床心理士等によるカウンセリングや弁護士による法律相談にも対応しています。また、病院や法廷に付き添うなどの直接支援もあります。何度も被害状況を話さなくてはならなかったり、裁判の傍聴によって辛い記憶が蘇るなど被害者にとって負担がありますが、付き添うことで「心強かった、ありがたい」という言葉をいただいています。

現在、センターのスタッフ6名（男女各3名）と、専門の研修を受けたボランティアの方々が対応していま



こじま たかし

昭和33年小林市生まれ。昭和57年より警察官として県内各所をまわり、平成26年に被害者支援室長。警務部総務課長、高鍋警察署長、生活安全部参事官兼生活安全企画課長等を歴任し、平成31年4月より現職。

す。平成30年度は、419件の電話・面接相談を受け、95件の直接支援を行いました。

■ 広報・啓発活動や被害者グループへの援助もされていますね。

広報・啓発活動としては、ポスターやリーフレットの配布、ショッピングセンターやイベント会場、街頭でのキャンペーン、図書館での企画展などを行っています。毎年、11月25日から12月1日は犯罪被害者週間です。今年は11月30日に宮崎市民プラザで「犯罪被害者支援フォーラム」を開催し、一行詩「生命のこえ」コンテストの優秀な作品の表彰・展示等を行います。これは、多くの県民の皆様から「人の命の尊さ」について考えていただき、ひいては「安全で安心なまちづくり」に寄与しようと始まったコンテストです。

被害者グループとしては、交通事故遺族の方々による自助グループ「あおぞら」があります。毎月1回当センターに集まって、それぞれの思いや近況報告されています。同じ立場の人にしかわからない想いを共有する場となっています。「あおぞら」の方には、中高生を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」の講師としても力を貸していただいています。被害者の状況を知っていただき、少しでも悲惨な交通事故や犯罪の防止に役立てたいとの思いで登壇してまいります。

■ 設立から15年、被害者を取り巻く状況に変化はありますか。

犯罪被害者等に対する公的支援としては、昭和55年に「犯罪被害者等給付金支給法」が制定され、その後、地下鉄サリン事件や無差別児童殺傷事件などの社会情勢を背景に、犯罪被害者等基本法が制定されました。その後、刑事裁判に被害者等の参加が可能になるなど、被害者等を支援するための制度や関係法令が整備されてきています。

また、全国的に民間による被害者支援の活動が進み、宮崎県では平成16年に当センターが開設。翌17年には宮崎県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」に指定され、早い段階から警察と連携して被害者に適

切な支援ができるようになりました。全国被害者支援ネットワークを介しての相互協力や相談員のスキルアップも図られています。

一方で、平成29年内閣府が行った世論調査では、犯罪被害者等基本法が25.1%、犯罪被害者支援センターが25.5%の認知度でした。さらに広く知っていただくための広報啓発活動の重要性を感じています。

■ どのような思いで活動されていますか？ 当事者ではない周囲の人に、何かできることはありますか？

被害に遭われた方々は、決して特別な方ではなく普通の生活をしていただきた方たちです。突然の被害による衝撃があまりに大きく、判断力や気力をなくしたり、心身に不調をきたしたりする方もいます。一人ひとりのお話を丁寧に伺い、想いを共有して、寄り添う。その方に対して今、何が必要かを考え、私たちができる支援を地道に行っていくことが大切だと思っています。

事故や犯罪は、いつ、誰が巻き込まれるかわかりません。被害者の方は、風評などの二次被害にさらされることもあります。みなさまには、ぜひ、わが身に置き換えて犯罪防止について考え、被害者に寄り添う心を持っていただけるとありがたいです。また、古本を寄贈することで被害者支援につながる「ホンデリング」の活動や、支援自動販売機の設置、賛助会員制度なども知っていただき、できる範囲でのご支援をいただけると嬉しいです。

■ 今後、どのような被害者支援をめざし、また、どのようなセンターをめざしますか？

当センターは、悲惨な事件・事故に巻き込まれ、被害に遭った被害者及び、そのご家族やご遺族が置かれている悲惨な状況を改善し、被害者の方々が一日も早く平穏な生活を取り戻せるよう支援に努めてまいります。また、支援に携わる私ども自身がスキルアップに努め、関係機関との連携を密にしながら、被害者一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな支援を行っていきたいと思います。

犯罪被害者の心に寄り添い、途切れることのない被害者支援のために…

公益社団法人 みやざき被害者 支援センター

犯罪等の被害者やそのご家族、ご遺族に寄り添い、被害者等のニーズにあわせて支援活動を目的としている団体であり、宮崎県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」としての指定を受け、事件発生直後から要望があれば警察と連携し、被害者等に寄り添いながら、より適切な支援活動を行っています。

現在スタッフ6名と専門の研修を受けた支援活動員による電話相談や面接相談に応じています。

一人で悩まず、相談することでまず解決への一歩を踏み出してみましょう。

同センターの活動内容

電話相談・面接相談

月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）

午前10時から午後4時まで

相談電話：☎0985-38-7830

※全国共通ナビダイヤル：☎0570-783-554

受付時間：午前7時30分から午後10時まで

（12/29～1/3を除く）

直接的支援

病院・警察・検察庁等への付き添い、公判廷への付き添い、防犯カメラ等の物品貸出

専門家による支援（要予約）

- ・法律相談…弁護士による無料法律相談
- ・心理相談…臨床心理士等による無料カウンセリング

関係機関・団体等との連携による支援

警察をはじめとする関係機関・団体等と連携を密にし、被害者等の立場に立った支援活動

広報啓発活動

被害者の置かれた現状と支援の必要性を社会に周知するための広報啓発活動

被害者自助グループへの援助

現在、交通事故遺族の自助グループ「あおぞら」が結成されており、その活動の支援

〈平成30年度 相談受理及び支援活動件数〉

〈相談件数〉

面接	電話	手紙	メール	合計
115	288	2	14	419

〈直接支援件数〉

警察関連支援	3件	法律相談	13件
裁判関連支援	58件	カウンセリング	37件
検察庁関連支援	14件		
弁護士法律相談付添	10件		
自助グループ援助	8件		
自宅訪問	1件		
送迎	1件		
			計50件

〈専門家支援〉

計95件

犯罪被害者支援フォーラムのお知らせ

開催日時 令和元年 11月30日(土) 午後1時より

開催場所 宮崎市民プラザ オルブライトホール

入場無料ですので、是非お越しください。

- ・一行詩「生命のこえ」コンテスト表彰式
- ・基調講演「あの日から16年」米村州弘氏
- ・宮崎県警察音楽隊演奏会

『命の大切さを学ぶ教室』の開催

県内の中学校や高校を対象に、家族への想い、命の大切さなどを伝えるために、犯罪被害者や交通事故のご遺族による講演会を行っています。※中学校及び高校で、この教室の開催を希望されるときは、下記にお問い合わせください。

問い合わせ先：(公社)みやざき被害者支援センター

☎0985-38-7831

警察による被害者支援制度

警察では、被害者の方々の負担を少しでも和らげるために、さまざまな支援制度を設けております。

◆指定被害者支援要員制度

指定された警察職員が、病院受診や実況見分を行う際などの同行をしたり、付添いなどを行います。

◆被害者連絡制度

事件を担当する捜査員が捜査に支障のない範囲で、「捜査状況」「被疑者の検挙状況」「事件を送致した先の検察庁」「起訴、不起訴などの処分結果」「裁判を行う裁判所」の情報を、提供します。

◆医療費等の支出制度

医療機関等の受診が必要な被害者に対し、初診料・診断書料等の一部を公費で支出される場合があります。

※その他にも、携帯電話貸出制度や一時居住場所使用料支出制度などがあります。

宮崎県警察(代表) ☎0985-31-0110

ひとりで悩んでいませんか?

女性に対する暴力をなくす運動

毎年11月12日から25日までの2週間は「女性に対する暴力をなくす運動」の期間です。

配偶者やパートナーからの暴力(ドメスティック・バイオレンス(DV))、性犯罪、人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など、女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

暴力そのものは、性別やお互いの間柄を問わず、決して許されるものではありませんが、特に、女性に対する暴力の根底には、「女性は男性に従うもの」、「理由があれば暴力をふるっても仕方がない」など、女性の人権を軽視する気持ちがあるとされています。

DVって、私には関係ないもの?

平成27年に県が実施した「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」では、女性の約4割、男性の約2割が配偶者や恋人から何らかの暴力を受けた経験があると回答しており、誰でも巻き込まれる危険性があります。また、被害を経験した約35%の人は誰(どこ)にも相談していません。

「相談するほどのことでもない」と考える人が多いようですが、暴力には、身体的な暴力だけでなく、様々な形態が存在し、それらが複雑に絡み合って被害者の心と身体を傷つけます。

身体的暴力

- 殴る、蹴る
- 物を投げつける、髪を引っ張る
- 刃物を体に突きつける

経済的暴力

- 生活費を渡さない、お金を取り上げる
- 就職や仕事を続けることを妨害する

精神的暴力

- 大声で怒鳴ったり、おどしたりする
- 人前で侮辱的、差別的発言をする
- 無視する

社会的暴力

- 交友関係や電話を細かく監視する
- 外部との接触を制限する

性的暴力

- 性的行為を強要する
- 避妊に協力しない
- 見たくないポルノビデオや雑誌を見せる

子どもを利用した暴力

- 子どもの前で暴力をふるう
- 子どもに危害を加えたとおどす

自分が被害にあったら?

- 「自分が悪いから」と自分を責めたり我慢したりしない。
- ひとりで解決しようとしなくて、信頼できる人や相談機関に相談する。

誰かに相談されたら?

- まずは、その人の話をじっくり聞いてあげる。
- 「暴力をふるわれたあなたは悪くない」とはっきり言ってあげる。
- 相談機関に相談できるよう支えてあげる。

私たち一人ひとりが、男女が尊重し合う意識や「暴力は許さない」という意識を持ちましょう!

相談窓口 秘密厳守・相談無料

相談機関	電話番号	相談時間
宮崎県女性相談所 (配偶者暴力相談支援センター)	☎0985-22-3858	月～金 9:00～20:30 土・日 9:00～15:00 祝日・年末年始を除く
警察安全相談	警察本部 ☎0985-26-9110 (短縮ダイヤル#9110) または各警察署	終日
宮崎県男女共同参画センター	☎0985-60-1822	月～金 9:00～17:00 土 9:00～16:30 祝日・年末年始を除く

DV相談ナビ

最寄りの相談窓口へ転送されます

☎0570-0-55210

※緊急時は迷わず110番へ

さぼーとねっと宮崎 [性暴力被害相談電話]

☎0985-38-8300

月～金 10:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)
ホームページに相談窓口あり (連絡は後日)

「女性に対する暴力をなくす運動」関連イベントのお知らせ

この期間には、女性に対する暴力根絶のシンボル「パープルリボン」にちなんだ県庁本館のパープル・ライトアップやパープルリボンキャンペーン、県庁本館や県立図書館でのパネル展などのイベントが行われます。

詳しくは、宮崎県または宮崎県男女共同参画センターのホームページをご覧ください。



県庁本館ライトアップ

189 ちいさな命に 待ったなし

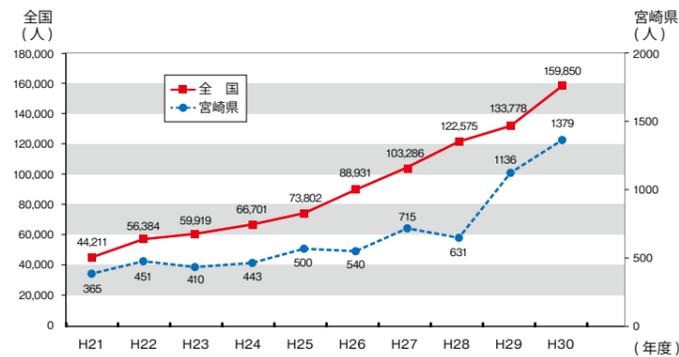
(令和元年度 児童虐待防止推進月間標語)



全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は年々増加しており、平成30年度には約16万件と過去最多となり、県内においても1,379件と過去最多となりました。

児童虐待は子どもの心や体に深刻な影響を与えるだけでなく、時として尊い命を奪うため、予防や早期発見・早期対応が不可欠です。

国では、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」として定め、全国各地で児童虐待防止のための広報啓発活動が行われています。



しつけに際しての体罰を禁止!!

今年の6月に「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が可決・成立し、**保護者がしつけに際して体罰を加えることが禁止**されることとなりました。(令和2年4月1日施行)

体罰の問題点

子育てをしていると、子どもが言うことを聞いてくれなくて、イライラすることもあります。そんなとき、体罰や暴力には効果があるように見えますが、なぜ叱られたのか、子どもが理解できていないこともあります。

最初は「愛の鞭」のつもりでも、いつの間にか「虐待」へとエスカレートしてしまうこともあります。

○体罰・暴言は、子どもの脳の発達に深刻な影響を及ぼします。

脳画像の研究により、子ども時代に辛い体験をした人は、前頭前野が萎縮するなど、脳が傷ついていることが報告されています。

○体罰は百害あって一利なし。子どもに望ましい影響などもたらしません。

親による体罰を受けた子どもと、受けていない子どもの違いに関する分析の結果、親による体罰を受けた子どもは、反社会的な行動や強い攻撃性などの「望ましくない影響」が大きいということが報告されています。

愛の鞭をやめて、子どもを健やかに育むための5つのポイント!

- ポイント1** 子育てに体罰や暴言を使わない。
- ポイント2** 子どもが親に恐怖を持つとSOSを伝えられなくなることを理解する。
- ポイント3** 爆発寸前のイライラをクールダウンする方法を見つける。
- ポイント4** 育児の負担を抱え込まずに、SOSを出す。
- ポイント5** 2、3歳の子どもの「イヤ」は成長の証。子どもの言い分を気長に聴く。

子育ての悩みがあるときは、**「189」**へ
最寄りの市町村の子育て相談窓口、または児童相談所全国共通ダイヤル

※令和元年12月から通話料が無料化

“こころ”のふれあうフェスタ 2019作品展

12月3日から9日までは「障害者週間」です

障がいのある方の芸術・文化を広く紹介することで、県民の皆さんの関心と理解を深め、自立と社会参加の促進に寄与することを目的に、また、来年の※国文祭・芸文祭みやざき2020のプレイベントとして実施します。多くの方の御来場をお待ちしています!

期間

令和元年 **11月27日(水)~12月1日(日)**

10時から18時まで(最終日のみ15時まで)

会場

宮崎県立美術館 (宮崎市船塚3-210) 2階 県民ギャラリー2

作品

障がいのある方、又は障がいのある方を含むグループが共同で制作した、絵画・写真・書道・陶芸・彫刻・工芸・手芸・文芸(短歌、俳句、川柳)など

入場無料!



お問合せ先

宮崎県障がい者芸術文化支援センター

(アートステーションどんこや内)

☎0985-27-2823

〈支援センターの活動内容〉

相談支援、人材の育成、関係者のネットワークづくり、情報収集・発信 など



国文祭・芸文祭みやざき2020とは...

正式名称を「第35回国民文化祭・みやざき2020」「第20回全国障害者芸術・文化祭みやざき大会」といい、

2020年10月17日(土)から12月6日(日)までの51日間、県内全市町村において、およそ150もの文化事業が開催されます!

興味があるプログラムにぜひ参加してください!

お問合せ先

宮崎県総合政策部
国民文化祭・障害者芸術文化祭課
☎0985-26-7951

県庁HP> 国文祭・芸文祭みやざき

検索

12月1日は“World AIDS Day”です!!

世界エイズデー

World AIDS DAY



レッドリボンは「エイズに関して偏見をもっていない、エイズとともに生きる人を差別しない」というメッセージを表します。



県庁本館レッドライトアップ

WHO（世界保健機関）は、1988年に世界的レベルでのエイズまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を図ることを目的として、12月1日を“World AIDS Day”（世界エイズデー）と定め、エイズに関する啓発活動等の実施を提唱しました。

1996年から、WHOに代わって、国連のエイズ対策の総合調整を行うこととなったUNAIDS（国連合同エイズ計画）もこの活動を継承しているところ。

我が国においてもUNAIDSが提唱する“World AIDS Day”に賛同し、本年度は「UPDATE！話そう、HIV／エイズのとなりで ～検査・治療・支援」をテーマに、治療の進歩でHIV陽性者の生活が大きく変わっていることなどの正しい情報を十分に伝えるため、全国で啓発活動等が行われます。

県内では、同時期に「宮崎県エイズ予防・検査普及キャンペーン」を実施し、エイズに関する正しい知識の普及と予防に対する周知、エイズ検査の重要性に関する啓発を行い、エイズまん延防止及び患者・感染者に対する差別・偏見の解消等を図っていきます。

「ハンセン病語り部派遣事業」のご案内

宮崎県では、ハンセン病問題について、県民の皆様への正しい知識と理解を深めていただくことを目的として、国立療養所星塚敬愛園の御協力をいただきながら、「ハンセン病語り部派遣事業」を実施しております。

この事業は、ハンセン病元患者の方に、学校や各種団体等で、自己の体験を元にした講演をしていただき、参加者が、ハンセン病に対する正しい知識を深め、偏見や差別の無い社会の実現を目指すことを目的とする事業です。

県が窓口となって、講師派遣の手続や日程の調整、講演にかかる費用の補助などを行っていますので、人権教育や講演会の場において、ぜひ御利用ください。



講師 国立療養所星塚敬愛園（鹿児島県鹿屋市）在園者

講演謝金 不要 送迎 不要

派遣対象 各種団体、学校等が企画するハンセン病講演会

お問合せ 宮崎県福祉保健部健康増進課 疾病対策担当
TEL:0985-26-7079 FAX:0985-26-7336

12月10日から16日までは

「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です

拉致問題など北朝鮮当局による人権侵害問題の一日も早い真相究明と全面解決のためには、一人ひとりがこの問題に対する認識を深めていくことが重要です。県では、拉致問題に対する県民の皆さんの関心と認識をより深めていただくため、関係機関と協力し、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」を中心として、さまざまな啓発活動等に取り組んでいます。



拉致問題の解決には「県民一人ひとりの声」が大きな力となります

政府が認定している拉致被害者（17名）のうち、原 勲晃さん（長崎県出身）は宮崎県内で拉致されています。また、昭和63年に行方不明となった水居明さんをはじめ北朝鮮に拉致された疑いがある、いわゆる「特定失踪者」の県内関係者も4名おられるなど、本県も拉致の現場となっています。

拉致問題は、決してひとつではありません。この機会に、拉致問題に対する認識を深めていただくとともに、拉致被害者の早期救出に向けて、県民の皆さんの温かいご支援とご協力をお願いします。

拉致問題に関するパネル展

期間 令和元年 12月10日(火)～12月16日(月)

会場 県庁本館1階 展示スペース（宮崎市橘通東2-10-1）

Q.日本人拉致被害者は何人いるのですか？

A.政府が認定している拉致被害者は17名。このうち5名の方は帰国を果たしましたが、12名については北朝鮮に残されたままです。ほかにも行方不明の日本人のうち、拉致の可能性が疑われる方が多くいます。

Q.なぜ日本人を拉致したのですか？

A.はっきりした真相はわかりませんが、朝鮮半島を統一する目的で韓国にスパイを送り込むために日本人を拉致したという説があります。北朝鮮のスパイが日本人になりすましたり、日本の習慣や日本語の指導役として日本人を拉致したというのです。

Q.どうなれば解決したことになるのですか？

A.すべての拉致被害者が帰国すること、北朝鮮が拉致被害の真相を明らかにすること、拉致を実行した者を日本に引き渡すこと。この3つを実現する必要があります。

Q.拉致問題解決のために、私たちに何ができるのでしょうか？

A.もしも自分が、自分の家族が、ある日突然連れ去られたら……。一人ひとりが拉致問題に関心を持ち、拉致は決して許さないという強い決意を表し続けることが、問題解決の大きな力となります。

出典：政府 拉致問題対策本部ホームページより引用・改編 <http://www.rachi.go.jp/>

北朝鮮による日本人拉致問題啓発DVDの紹介



アニメ『めぐみ』

昭和52年、当時中学1年生だった横田めぐみさんが、学校からの帰宅途中に北朝鮮当局により拉致された事件を題材に、残された家族の苦悩や、懸命な救出活動の様を描いたドキュメンタリー・アニメです。

企画・制作：政府 拉致問題対策本部



「拉致 私たちは何故、気付かなかったのか!？」

横田めぐみさんの母親・早紀江さんが想い続けてきたこと、心の叫びを、数々の映像資料や撮りおろしインタビューで構成しています。

制作：「拉致 私たちは何故、気付かなかったのか!？」制作委員会（代表幹事：日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合）

お問合せ 宮崎県オールみやざき営業課 TEL:0985-44-2623

宮崎県人権啓発推進協議会 の事業のご紹介

宮崎県人権啓発推進協議会では、大学、民間団体、スポーツ組織等と連携して、様々な人権啓発活動を展開しています。



大学

と連携した
人権啓発活動

◇ 宮崎大学

「女性の人権」、「子どもの貧困」をテーマに講演会を行いました。また、様々な人権課題について学生による研究や講師によるトークセッション等を行う「みやざき人権教育フォーラム2019」を開催しました。

◇ 宮崎産業経営大学

岡山大学大学院保健学研究科長の中塚幹也医師を講師に招き、公開講座「セクシャルマイノリティの人権について考える」を開催しました。



大学と連携した事業の様子

民間団体

と連携した
人権啓発活動

◇ 株式会社グローバル・クリーン

NPO法人FDAの成澤俊輔さん等を講師に招き、障がい者の可能性を知り、共生社会をめざす「福祉のまちづくりシンポジウム」を開催しました。

◇ 株式会社エムアイビーテレビ

LGBT交流会「レインボービュー宮崎」代表の山田健二さん等による講演やトークショー「レインボープライド宮崎2019」を開催しました。

◇ 社会福祉法人 宮崎県聴覚障害者協会

手話言語の普及と障がい特性に応じた意思疎通手段の利用促進と実現を目的とした「手話言語の国際デー記念イベント」を開催しました。

◇ 宮崎LD・発達障がい親の会「フレンド」

NPO法人ネスト・ジャパンの長野佳子さん等を講師に招き、「障がいのある人の人権を尊重した余暇活動」をテーマとした講演会・シンポジウムを開催しました。



民間団体と連携した事業の様子

スポーツ組織

と連携した
人権啓発活動

◇ Jリーグ入りを目指すテゲバジャーロ宮崎、J.FC MIYAZAKIと連携して、人権啓発広告を掲載した情報誌等の配布や人権サッカー教室等を実施しました。



スポーツ組織と連携した事業の様子

人権週間(12/4-12/10)の人権啓発イベント

人権フェスティバル 12月7日(土) 13時20分から

イオンモール宮崎で、啓発活動を行います。

「ジンケンジャー」、「みやざき犬」、「人KENまもるくん」、「人KENあゆみちゃん」等による人権啓発グッズの配布を予定しています。

青島太平洋マラソン大会 12月8日(日) 10時から

青島太平洋マラソンの会場において、啓発活動を行います。

「ジンケンジャー」や「みやざき犬」のステージパフォーマンスを計画中です。

えせ同和行為を 排除しましょう!

えせ同和行為とは、同和問題を口実にして不当な利益や義務のないことを求める行為です。

具体的には、「同和問題(部落差別)について理解しているか」とか「同和問題の解決のために協力してほしい」などといった、高額な図書等の購入をしつこく迫ったり、寄付金や協力を強要したりするという事例が確認されています。

宮崎県内では概ね減少傾向にあるものの、依然として発生が続いています。

えせ同和行為は、同和問題の解決に真剣に取り組んでいる方々に対するイメージを著しく損ね、ひいては同和問題に対する誤った認識を植え付ける大きな原因となっています。

えせ同和行為を排除するためには、同和問題を正しく理解するとともに、「はっきり、きっぱり断る」姿勢が大切です。

「えせ同和行為に関するアンケート調査」結果

県では、えせ同和行為の実態を把握するため、平成31年1月、県内の3,000事業所を対象にアンケート調査を実施しました。(調査対象期間:平成30年1月~12月・回答事業所数1,161事業所・回答率38.7%)

えせ同和行為を受けたことがあると回答した事業所数

- 事業所数 3事業所(被害率0.3%)
- 要求件数 3件

要求に応じた事業所数等

- 事業所数 0事業所(応諾率0%)
- 応諾件数 0件

要求の内容

図書等物品購入……………3件

要求の手口

同和問題を知っている…かと脅した ……1件

大声で威かく……………1件

事務所に押しかけると言って脅した ……1件

要求の口実

同和問題の知識(認識・研修)不足 ……1件

口実は特になかった ……1件

無回答 ……1件

要求に応じなかったときの相手の反応

引き下がった ……3件

えせ同和行為への対応のポイント

同和問題について正しく理解しましょう!

同和問題に対する正しい理解を深めることは、えせ同和行為に適切に対応することにつながります。研修会や講演会に参加したり、職場研修等を開催するなど、同和問題への理解を深めることが大切です。

不当な要求は、「はっきり、きっぱり」断りましょう!

「検討する」、「考えてみる」といった相手方に期待を抱かせる発言をすることなく、「いいません」、「応じられません」と「はっきり、きっぱり」と断りましょう。なお、困ったときは、県、市町村、警察、法務局、暴力追放センター、弁護士会等に相談しましょう。

県庁ホームページからえせ同和行為の対応マニュアルをダウンロードすることができます。

また、冊子版も配布しておりますので、必要な方は

人権同和対策課(☎0985-26-7067)までご連絡ください。

宮崎県 ストップえせ同和

障がい者を虐待から守りましょう!

障がい者への虐待は、障がい者に対する重大な権利侵害であり、絶対に許されるものではありません。

障がい者虐待は、

- ・どの家庭や施設、職場でも起こりうる身近な問題です。
- ・虐待している人に、虐待している認識がない場合があります。
- ・虐待を受けている人が、虐待だと認識できない、被害を訴えられない場合があります。

虐待を防ぐためには、県民一人ひとりが障がい者虐待に対する認識を深めることが大切です。

障害者虐待防止法とは?

平成24年10月に施行された障害者虐待防止法では、障がい者に対する虐待の禁止、障がい者虐待の予防・早期発見、虐待を受けた障がい者に対する保護や自立の支援、養護者に対する支援等を定めています。

対象となる障がい者とは?

身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい）、その他心身の機能の障がいがあり、障がいや社会的障壁により継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受ける状態にある人とされています。

障がいの程度や手帳の有無は問いません。

障がい者虐待とは?

障害者虐待防止法では、次の3つに分類しています。

- ① 養護者（障がい者の生活の世話などを行っている家族、親族、同居人）による虐待
- ② 障害者福祉施設従事者等（障害者福祉施設や障害福祉サービス事業所の職員など）による虐待
- ③ 使用者（障がい者を雇用している事業主、事業の経営担当者など）による虐待

次のような行為が虐待になります。

- ① **身体的虐待**：暴行、正当な理由のない身体拘束など
- ② **性的虐待**：わいせつな行為の強要など
- ③ **心理的虐待**：暴言、差別的な言動など
- ④ **放棄・放任（ネグレクト）**：食事の世話をしない、長時間の放置など
- ⑤ **経済的虐待**：本人の同意なしに財産や年金を使うなど



障がい者虐待の種類及び通報・届出先

虐待を受けたと思われる障がい者を発見した人は、速やかに通報しなければなりません。また、虐待を受けた障がい者本人が届け出することもできます。障がい者虐待の種類及び通報・届出先は以下のようになります。



障がい者の虐待防止及び権利擁護に御理解、御協力をお願いします。

障がい者差別を理解する研修会

～改めて理解しよう。障害者差別解消法～

参加無料
手話通訳あり

障がいのある人もない人も共に暮らしやすい社会を目指して、障害者差別解消法の正しい理解と合理的配慮について、社会福祉のエキスパートが分かりやすく解説します。

都城会場 令和2年 2月3日(月) 13:30~15:00
ウエルネス交流プラザ 茶霧茶霧ギャラリー (都城市蔵原町11街区25号)

延岡会場 令和2年 2月7日(金) 14:00~15:30
カルチャープラザ延岡ハーモニーホール (延岡市本小路39番地1)

講師 Social workらぼ 代表 **田畑 寿明氏**

申込期限 令和2年 1月15日(水)

**お申込み
お問合せ** 宮崎県障害者社会参加推進センター
TEL.0985-26-2950 FAX.0985-55-0258



ヘルプマークを見かけたら、思いやりのある行動を!

ヘルプマークを知っていますか?

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方など、**援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方がいます。**宮崎県では、このような方々が周囲の方に援助が必要なことを知らせる「ヘルプマーク」を平成30年4月から交付しています。また、緊急連絡先や必要とする支援内容などを記載することができる「ヘルプカード」も配布しています。

このマークを見かけたら、「何かお手伝いできることがありますか」と声をかける等の皆様の思いやりのある行動をお願いします。

ヘルプマークはより多くの方に知っていただくことが必要です。リーフレットを準備しておりますので、研修会や集会等での配布に御協力くださるようお願いいたします。



障がいのある人もない人も共に暮らしやすい宮崎県を目指しましょう!

「障害者差別解消法」と「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい宮崎県づくり条例」では、行政機関や民間事業者による障がいを理由とする不当な差別的取扱いを禁止し、合理的な配慮の提供を求めています。

	不当な差別的取扱い	合理的な配慮の提供
行政機関	禁止	行わなければいけません
民間事業	禁止	行うよう努力しなければいけません

*個人的な関係や、個人の思想、言論は対象にはなりません

障がい者の差別に関する相談窓口のご案内
 設置場所 / 宮崎県障害者社会参加推進センター内 (宮崎市原町2番22号 宮崎県福祉総合センター4階)
 開設時間 / 9:00~17:00 *土・日、祝祭日、年末年始を除く
 TEL 0985-23-3388
 FAX 0985-55-0258
 メール s-soudan@aroma.ocn.ne.jp
 来所 あらかじめ御連絡ください

お問合せ先 宮崎県障がい福祉課 TEL.0985-32-4468



ひとりで悩まないで！ 誰かに話してみませんか？

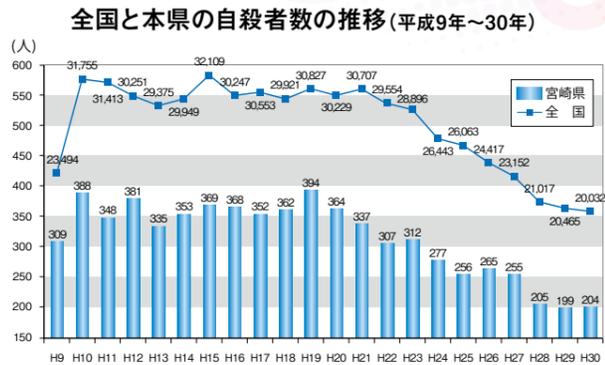
あなたの大切な人のいつもと違う言葉や態度に気づいてください。

宮崎県では、国、市町村、関係機関と連携し、悩みを抱えた方が必要な支援を受けられるよう、重点的に相談支援や広報活動を展開しています。

厚生労働省「人口動態統計（概数値）」によると、平成30年に全国で20,032名、本県でも204名の方が自殺により亡くなっています。

また、本県の自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）は、19.0と全国で7番目に高くなっています。

県民の皆さま一人ひとりの「悩んでいる人に気づき、声をかける」という取組が地域における自殺を予防することにつながります。誰も自殺に追い込まれることのない地域社会の実現を目指して、今、私たちにできることから始めましょう。



〇 心の健康に関する相談窓口

- 心の電話 ☎0985-32-5566 (※1)
 - 高鍋保健所 健康づくり課 ☎0983-22-1330 (※2)
 - 宮崎県精神保健福祉センター ☎0985-27-5663 (※2)
 - 日向保健所 健康づくり課 ☎0982-52-5101 (※2)
 - 中央保健所 健康づくり課 ☎0985-28-2111 (※2)
 - 延岡保健所 健康づくり課 ☎0982-33-5373 (※2)
 - 日南保健所 健康づくり課 ☎0987-23-3141 (※2)
 - 高千穂保健所 健康づくり課 ☎0982-72-2168 (※2)
 - 都城保健所 健康づくり課 ☎0986-23-4504 (※2)
 - 宮崎市保健所 健康支援課 ☎0985-29-5286 (※2)
 - 小林保健所 健康づくり課 ☎0984-23-3118 (※2)
- ※1 月から金(祝日、年末年始を除く) 9:00から19:00
※2 月から金(祝日、年末年始を除く) 8:30から17:15

〇 死にたいくらいつらい気持ちになったときの相談（夜間電話相談）

- ライフネット宮崎 ☎0985-28-2555 火・木・土19:00から23:00
- 宮崎自殺防止センター ☎0985-77-9090 日・月・水・金20:00から23:00
- 宮崎いのちの電話 ☎0570-783-556 21:00から翌朝4:00

自死遺族のつどい

大切な人の自死について、誰にも話すことができず、長い間、たった一人で苦しんでいませんか。同じような体験をされた遺族の方々が、安心して語り合い、思いを分かち合える場があります。同じ悩みや苦しみを抱える仲間との出会いが、あなたの手助けになるかもしれません。

NPO法人国際ビフレンダーズ宮崎自殺防止センター 『ランタンのつどい』

開催日：原則として毎月第2土曜日 14:00から16:00
場 所：宮崎県立図書館2階
問合せ：県精神保健福祉センター
☎ 0985-27-5663 (平日8:30～17:15)

小林保健所 『わかちあいの会』

開催日：毎月第4木曜日 13:00から15:00
場 所：小林保健所
問合せ：小林保健所疾病対策担当
☎ 0984-23-3118 (平日8:30～17:15)

このほか、県では、健康や金銭問題など、日常の様々な悩みごとに対応している専門の相談機関を掲載する自殺予防ポータルサイト「ひなたのおせっかい」を運営しています。

是非、「ひなたのおせっかい」にアクセスしてください。

ひなたのおせっかい 検索



私たちの 人権講座

宮崎県人権啓発センターでは、研修・視察に来られた方々を対象に「わたしたちの人権講座」を実施しています。DVDや資料を使いながら「人権」について学ぶことができます。

申し込みは、随時受け付けています。場所は当センター内の研修室、定員は1回あたり20名以内です。時間は60分程度ですが、研修内容に合わせて調整は可能です。(研修室使用料、講師謝金、資料代は無料)



受講者の方々です
「宮崎県立看護大学様」
「高千穂町議会様」
「川南町社会福祉委員会様」



「人権出前講座(職員派遣)」も行っています。県内全域から毎年100件以上の依頼があります。具体的なテーマ等は以下のとおりです。

- 【講座のテーマ】
 - ・「同和問題をはじめとする基本的な人権について」
 - ・「職場のパワハラ・セクハラなどのハラスメント防止について」
 - ・「性的マイノリティと人権について」 など
- 【派遣先】 民間企業、福祉施設、医療機関、高齢者学級、家庭教育学級、公的機関など
- 【時間・費用等】 時間については、ご希望に添えるように調整します。交通費・謝金は無料です。

詳しくは、
宮崎県人権啓発
センターまで
お問い合わせください。
TEL:0985-32-4469
FAX:0985-32-4454

県民人権講座

ねらい	人権が尊重される地域づくりの核となる「人権サポーター」の養成	いずれも 13:30～16:00頃 (講演100分 + ビデオ視聴約30分)
対象者	どなたでも参加できます。お好きな回にご参加ください。	
会場	宮崎市民プラザ	
内容	12/6(金) 宮崎市 講師：若宮 邦彦さん (南九州大学 人間発達学部 子ども教育学科 教授) 演題：「絆の再生～ソーシャルワークの視点から～」 医療ソーシャルワーカー等の経験をもとに、「福祉とは何か？」を分かりやすくユーモアを加えて説明いただけます。そこから、今の時代の「子供の貧困」や「絆の再生」についてお話しいただきます。	
	1/21(火) 宮崎市 講師：三浦 暢久さん (NPO法人カラフルチェンジラボ 代表理事) 演題：「LGBTをもっと身近に」 セクシュアリティに関係なく、誰もが偏見のない世の中で幸せに暮らせる社会を目指すことの重要性についてご自身の体験談を交えながらお話しいただきます。	

主催
お問い合わせ
宮崎県総合政策部人権同和対策課
TEL:0985-32-4469 FAX:0985-32-4454
〒880-8501 宮崎市橋通東2丁目10番1号 県庁8号館6階
(1階が物産館になっている建物です)



宮崎県人権ホームページ



活用してください！宮崎県人権啓発センター

宮崎県人権啓発センターでは、個人や学校、企業・団体向けにさまざまな活動を行っています。皆様のご利用をお待ちしています。



ジンケンブルー
困難なことに立ち向かう心（勇気）

**研修会を
実施しています！**

人権担当者講座や県民人権講座、人権ファシリテーター養成講座などを開催しています。

**人権に関する相談を
受けています！**

人権啓発専門員が人権問題についての相談に応じます。
専用電話 ☎0985-26-0238

**講師の派遣
紹介をしています！**

企業や民間団体等の研修会への職員派遣や、外部講師の紹介を行っています。

**わたしたちの人権講座を
開催しています！**

センター研修室での人権講座を開催しています。

ほかにも、人権啓発資料の作成、ホームページでの情報提供、図書・DVD等の貸出（下記）も行っています。

宮崎県人権ホームページにアクセスできます ▶▶▶

無料

図書・DVD等を貸し出しています

当センターでは、人権に関する図書やDVD等を無料で貸し出しています。個人はもちろん、学校の授業や職場の研修等にご活用ください。貸出利用登録の手続きについては、センターにお尋ねください。

◇貸出冊数及び貸出期間

図書	貸出冊数：3冊以内	貸出期間：14日以内
DVD等	貸出本数：3本以内	貸出期間：14日以内
機材	貸出期間：14日以内（機材…DVDプレーヤー、プロジェクター、スクリーン）	

◇図書・DVD等について

ライブラリー所蔵の図書・DVD等の種類・内容については、「宮崎県人権ホームページ」に掲載していますので、ご参照ください。また、在庫確認のため、貸出申込みの前に、当センターへお電話くださるようお願いします。

Qじんけんクイズ

みやざき被害者支援センターの相談専用電話、下4ケタは？

- A 4649** (ヨロシク) **B 7830** (ナヤマナシ) **C 0843** (オヤスミ)
ページのどこかにヒントがあるよ！

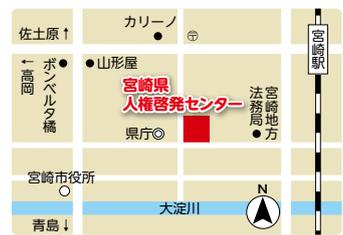
クイズの答えをお寄せください。正解者の中から抽選で5名の方に、人権啓発グッズを進呈いたします。アンケートハガキに答えと必要事項をご記入の上、お送りください。当選者の発表は、発送をもってかえさせていただきます。
応募締切：令和2年2月15日（当日消印有効）

編集後記

運命的な出会いがあり、我が家でペットを飼うことになりました。ショップや保健所などを回ると「ペットの生きる権利や飼い主の責任」について真剣に考えさせられ、「動物愛護管理法」や「愛護週間」などにも大変関心が高まりました。何でも自分事となれば真剣になりますよね。「人権」も同じだと思います。12月4日～10日は「人権週間」です。多様性を認め合いながらお互いを大切にしていきたいですね。 [加]

宮崎県人権啓発センター

宮崎市橘通東2-10-1
県庁8号館6階
（宮崎県人権同和対策課内）
TEL.0985-32-4469
FAX.0985-32-4454



情報・ご意見などをお待ちしています。
<http://www.m-jinken.jp/>

読者の VOICE!

- いろいろな場所に「じんけんの風」を置いてください。今回初めて読みました。皆に読んでほしいです。
- 「高齢者虐待」という言葉をはじめて知りました。
- 子どもシェルターがあることを知りました。
- 子どもたちが安心して生活できる世の中でありますように。